



害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年3月11日 10時00分  
山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産大学校本館1階 第1会議室A
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成31年3月8日 17時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、改称前の独立行政法人水産大学校を含みます。国立研究開発法人水産総合研究センター「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注1  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締

結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。  
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただけであれば、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 流量等測定業務
2. 業務目的 水質汚濁防止法第4条の5第1項の規定に基づく化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんに係る総量規制基準が適用されることから、同法第14条第2項及び水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第1号の規定に基づき特定排出水の化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんの含有量に関する汚染状態及び排出水量を測定し、1日あたりの汚濁負荷量を算定することを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務期間 自) 平成31年4月 1日  
至) 平成32年3月31日
5. 業務内容 下記のとおり行うこと。
  - 一. 測定方法
    1. 特定排出水の排出水量の測定を行うこと。
    2. 特定排出水の化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、りん含有量の測定を昭和54年環境庁告示第20号（化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法）、平成13年環境省告示第77号（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）、平成13年環境省告示第78号（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）の規定に基づく測定方法により、1日3回行うこと。
  - 二. 測定場所
    1. 学生寮側排水口
    2. 国際交流会館側排水口
  - 三. 測定日
    1. 水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号に定める測定期間内に行うこと。
    2. 14日を超えない間隔で行うこと。（祝日等の関係により多少の前後は可）
  - 四. 作業終了後は、本校校務部会計課施設係（以下「担当係」という。）に報告すること。
6. その他 仕様書に明記のない点は担当係の指示により完全に行うものとする。